

日本村作り協議会 会則

(名称)

第 1 条 この会は「日本村作り協議会」と称する。

(事務所)

第 2 条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第 3 条 この会は、地域再生と村作りを通して、日本の伝統・技術・精神性の復活と継承を目指し、従来の日本を取り戻し子供たちへ引き継ぐことを目的とする。

(活動)

第 4 条 この会は、第 3 条の目的を達成するために、次のような活動を行う。

- ① 農業体験ツアーなどの体験型の企画を提供する。
- ② 移住者支援用のシェアハウス運営を行い、暮らしの基盤を提供する。
- ③ 地域の老人と若者子供を繋げ、技術や伝統を伝える場を提供する。
- ④ その他目的達成に必要な活動。

(会員)

第 5 条 この会の趣旨に賛同し、会員費決済手続きの完了をもって会員とする。

また、会員は技術向上のため、定期的に研鑽会に参加する。

(会費)

第 6 条 この会は、会の運営に必要な費用を賄うため、以下の会費(1 口 500 円～)を納入するものとする。

- (1) 月払い会費: 1 口 500 円～
- (2) 年払い会費: 1 口 6,000 円～

会費の納入方法は、会が定める決済サービスを利用し自動定期決済とする。ただし、特別な事情がある場合は、事務局の承認を得て任意の支払い方法にすることができる。一度納入された会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

会費の金額は、総会の議決を経て変更することができる。

(禁止事項)

第 7 条 この会は、会員に次の行為を禁止する。

- ① 会で利潤目的の宣伝や勧誘。
- ② 会で金銭の貸借、宗教、政治の勧誘。
- ③ 会で得た技術の無断活用。

(退会)

第 8 条 会員は会員費定期決済解約後に役員に報告して、任意に退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当する時は、役員会の議決により除名することができる。

- ① この会則に違反した時。
- ② この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時。

(役員)

第 10 条 この会の運営のため、役員をおく。

- ① 代表 1 名 副代表 1 名以上
- ② 役員について再任を妨げない。

(会議)

第 11 条 この会の会議はスタッフ会議とし、総会を年度末に開催する。

(事業年度)

第 12 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 13 条 この会則の必要事項の変更及び追加等は、役員会で協議の上決定する。

(附則)

この会則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 19 日改定。